

令和3年度特定医療費（指定難病）受給者証 更新手続きに関する重要なお知らせ



令和3年度は更新手続きが必要です。

（厚生労働省の方針による）

更新申請が必要のため、臨床調査個人票の提出が必要です。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、令和3年度の更新手続きについては、受付期間を次のとおりとします。

更新手続きの受付期間

令和3年6月1日から
令和3年12月31日まで（消印有効）

窓口での手続きの場合は12月28日まで

更新申請が認定となった場合の、更新後の受給者証の有効期間開始日は令和3年10月1日となります（更新手続きを行う日が令和3年10月～12月であっても有効期間開始日は遡ります。）。

なお、令和3年10月以降、現在お持ちの受給者証（有効期間が令和3年9月30日までのもの）は御利用できません。御注意ください。

令和3年10月以降、更新後の受給者証がお手元に届くまでの間の特定医療費は自己負担となります。この自己負担した特定医療費については、更新申請が認定となった場合は本市に請求手続きを行うことで還付されます（償還払い）。請求手続き方法については、御案内と記入書類を更新後の受給者証に同封してお届けします。

※更新申請が不認定となった場合は請求できません。

裏面も御確認ください。

※令和4年1月1日以降は、更新申請の受付はできません。この場合、新規申請として受け付けます。新規申請が認定となった場合の受給者証の有効期間開始日は、新規申請を受け付けた日となります。御注意ください。

※集中受付期間は設けていません。

◆郵送による更新手続に御協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の目的から、窓口での手続ではなく、郵送による手続に御協力をお願いします。郵送の場合の送付先については、更新手続の御案内20ページを御確認ください。

なお、郵送による更新手続の場合の申請日は消印日とします。

◆認定基準を満たす必要があります

更新申請が認定となるためには、川崎市が行う審査で「認定基準」を満たす必要があります（認定基準と審査については、更新手続の御案内19ページを御参照ください。）。

認定基準のうち、「診断基準」と「重症度分類」を満たしているかどうかについては、更新手続の前に、臨床調査個人票の記載を依頼する医師に確認をお願いします。臨床調査個人票については更新手続の御案内3ページを御確認ください。

※更新申請を行えば、必ず認定となるわけではありません。あらかじめ御了承ください。

◆更新後の受給者証の交付時期（予定）

①令和3年6月1日から令和3年7月31日（消印有効）までの更新申請



令和3年9月中旬頃に交付する予定です。

②令和3年8月1日から令和3年12月31日（消印有効）までの更新申請



申請してから2か月程度で交付する予定です。

※令和3年10月以降、交付されるまでの間の特定医療費は自己負担となります。

自己負担した特定医療費は、更新申請が認定となった場合は請求手続により還付されます。

※認定基準を満たしていることが確認できない場合や提出書類に不備がある場合等は、更新後の受給者証の交付にさらに期間を要します。

◆更新後の受給者証の有効期間

有効期間：令和3年10月1日 ~ 令和4年9月30日

郵送の際、切り取って封筒に貼って御利用ください。



〒210-8577 川崎区宮本町1番地
川崎市役所 健康福祉局 医療保険部
国民年金・福祉医療課 難病医療担当